

# 保険料



被保険者一人ひとりに保険料を納めていただきます。  
みなさんが納める保険料は医療給付費の大切な財源となります。

## 保険料の決め方

保険料率（「均等割額」と「所得割率」）は、被保険者の医療給付費（医療費総額から自己負担額を除いた額）の約1割を、被保険者全員でまかなえるように算定します。

- 保険料率は2年ごとに見直しを行うため、令和6・7年度は新しい保険料率になります。  
なお、千葉県内で均一です。
- 保険料は、被保険者全員が負担する「均等割額」と被保険者の前年所得に応じて負担する「所得割額」を合計して、個人単位で決定します。
- 4月1日から翌年3月31日までの1年間の金額を決定します。  
（年度の途中で新たに被保険者となったときは、その月から月割りで計算します。）

$$\text{年間保険料額 (限度額80万円)*1} = \text{均等割額 (1人当たり43,800円)} + \left( \text{賦課のもととなる所得金額}*2 \right) \times \text{所得割率 9.11%}*3$$

※1 限度額の引き上げに伴う保険料の急増に配慮し、2年かけて段階的に引き上げ（令和6年度に75歳に到達して被保険者となる方を除く）

- 令和6年度：73万円、令和7年度：80万円

※2 賦課のもととなる所得金額＝総所得金額等（前年の総所得金額および山林所得金額ならびに株式・長期（短期）譲渡所得金額等の合計）－43万円（基礎控除）

- 退職所得、非課税所得（遺族年金・障害年金・失業給付など）は、含まれません。
- 各種所得控除（医療費控除、社会保険料控除、生命保険料控除、配偶者控除など）は、適用されません。
- 「総合課税分」と「申告分離課税分」のそれぞれについて、損益通算、各繰越損失額・特別控除額・所得金額調整控除額の控除を行います（繰越雑損失は控除しません。）。
- 合計所得金額が2,400万円を超える場合は基礎控除額が減少し、2,500万円を超える場合は基礎控除の適用がありません。

※3 令和5年中の賦課のもととなる所得金額\*2が58万円（公的年金収入額211万円相当）以下の方は、令和6年度の所得割率が8.45%となります。

## 保険料のめやす

下表は、1人世帯で公的年金収入のみの方の保険料額のめやすです。  
所得状況に応じて、保険料の軽減が受けられる場合があります。（➡26ページ）

### 1人世帯で公的年金収入のみの場合

| 公的年金収入額 | 公的年金等に係る雑所得の金額（総所得金額等）① | 均等割額 ②       | 所得割額 ③<br>{(①－43万円)×9.11%} | 年間保険料額*5<br>(②+③) |
|---------|-------------------------|--------------|----------------------------|-------------------|
| 120万円   | 10万円                    | 7割軽減 13,140円 | ※4 0円                      | 13,100円           |
| 170万円   | 60万円                    | 5割軽減 21,900円 | ※4 14,365円                 | 36,200円           |
| 200万円   | 90万円                    | 2割軽減 35,040円 | ※4 39,715円                 | 74,700円           |
| 240万円   | 130万円                   | 43,800円      | 79,257円                    | 123,000円          |
| 280万円   | 170万円                   | 43,800円      | 115,697円                   | 159,400円          |

※4 ①－43万円が58万円以下の場合、{(①－43万円)×8.45%}で計算します。

※5 年間保険料額は100円未満を切り捨てます。